

# 青森県報

第七百三十九号

令和六年  
三月二十二日  
(金曜日)

## 目次

## 告 示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 保 險 課) …… 一
○介護保険法による介護老人福祉施設の指定……………	( 同 ) …… 一
○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	( 同 ) …… 一
○コイの持ち出し禁止に係る水域指定……………	(水 産 振 興 課) …… 二
○道路の区域の変更……………	(道 路 課) …… 二
○道路の供用の開始……………	( 同 ) …… 三
<b>公 告</b>	
○農用地利用集積等促進計画の認可……………	(構 造 政 策 課) …… 三
○都市計画事業の変更認可……………	(都 市 計 画 課) …… 五
<b>教 育 委 員 会</b>	
○青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………	(職 員 福 利 課) …… 五
<b>公 安 委 員 会</b>	
○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………	(会 計 課) …… 六
<b>収 用 委 員 会</b>	
○収用の裁決手続開始の決定……………	(監 理 課) …… 六

## 告 示

### 青森県告示第百五十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次  
のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に  
より公示する。

令和六年三月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏 名 又 は 社 会 福 祉 法 人 拓 心 会	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類		居 宅 サ ー ビ ス 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		短期入所 生活介護	通所介護	名 称	所 在 地	
社会福祉法 人拓心会	五所川原市大字 水野尾字懸樋二 二二の三	生活介護	通所介護	ショートス テイすわん の里	五所川原市大字 協元字磯辺三六 五の一	令和 六・四・一
社会福祉法 人拓心会	五所川原市大字 水野尾字懸樋二 二二の三	生活介護	通所介護	デイサービ ス浅井	五所川原市大字 浅井字色吉一六 三の一	〃

### 青森県告示第百五十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、  
次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公  
示する。

令和六年三月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護老人福祉施設の開設者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指 月 日 定
社会福祉法人 拓心会	五所川原市大字 水野尾字懸樋二 二二の三	特別養護老人 ホームすわんの 里	五所川原市大字 脇元字磯辺三六 五の一	令和 六・四・一	

青森県告示第百六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和六年三月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指 月 日 定
社会福祉法人 拓心会	五所川原市大字 水野尾字懸樋二 二二の三	介護予防 短期入所 生活介護	シヨートス テイすわんの 里	令和 六・四・一
			五所川原市大字 脇元字磯辺三六 五の一	

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間
1	県 道	碓ヶ関大鰐 停車場線	南津軽郡大鰐町大字早瀬野字坂本一三の二から 南津軽郡大鰐町大字早瀬野字坂本一〇五の四まで

変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
前	五・五メートルから 七・五メートルまで	一一二・七〇メートル	
後	一〇・八三メートルから 一六・三〇メートルまで	一一二・七〇メートル	

青森県告示第百六十一号

令和六年青森県内水面漁場管理委員会指示第一号（コイの持ち出し禁止及び放流の制限等）に基づき、コイの持ち出しを禁止する水域を次のとおり指定する。

令和六年三月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

馬淵川水系の全域及び岩木川水系の全域

青森県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年四月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

2	県道	八戸階上線	八戸市大字鮫町字中道二〇の三一から 八戸市大字鮫町字中道二〇の一〇九まで
後	前	一〇・七八メートルから 一〇・四二メートルまで	一三・七一メートルから 一三・四二メートルまで
		一三・一二メートル	一三・一二メートル

青森県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年四月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道碓ヶ関大鰐停車場線	南津軽郡大鰐町大字早瀬野字坂本一一三の一から 南津軽郡大鰐町大字早瀬野字坂本一〇五の四まで	令和六・三・三三
県道八戸階上線	八戸市大字鮫町字赤コウ五五の一三六から 八戸市大字鮫町字棚久保一四の四二まで	六・三・三三

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年三月二十二日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和六年三月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
工藤 賢俊	青森市	青森市	青森市大字後潟字平野六三〇
川田 博	青森市	青森市	青森市大字清水字生田二五七ほか一筆
木村 武夫	青森市	青森市	青森市大字西田沢字沖津五四二ほか三筆
工藤 英順	青森市	青森市	青森市浪岡大字下十川字扇田二七九の一ほか一筆
石澤 光	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字水木字浅岡三の二
小野 和幸	五所川原市	五所川原市	五所川原市大字一野坪字朝日田二〇六の一ほか四筆
齊藤 英人	五所川原市	五所川原市	五所川原市大字松野木字影日五ほか二筆
石岡農産株式会社	五所川原市	五所川原市	五所川原市大字松野木字影日二九の一ほか四筆
奈良岡 凜	五所川原市	五所川原市	五所川原市大字稲実字稲葉一一の一ほか一筆
川口 聡	五所川原市	五所川原市	五所川原市大字梅田字福浦五七の二のうちほか三筆
川口 聡	五所川原市	五所川原市	五所川原市大字梅田字福浦五七の二のうち
長尾 英樹	五所川原市	五所川原市	五所川原市大字松野木字花笠九三の一



株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字築場川原五二の二
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字舟場向川久保九の一 か三筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字猪ノ鼻七五七
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字築場川原一五の一 か二筆
有限会社みらい天 間林	上北郡七戸町	上北郡七戸町字森ノ下一の一
合同会社道地	上北郡七戸町	上北郡七戸町字有田沢五三の一 か三筆
合同会社道地	上北郡七戸町	上北郡七戸町字川去四九の一 九ほか四筆
株式会社こさか農 産	上北郡七戸町	上北郡七戸町字大渡二九三の二 ほか二筆
株式会社こさか農 産	上北郡七戸町	上北郡七戸町字大渡三一六の一 ほか六筆
古里 敏幸	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字折茂字今熊三三二 ほか四筆
山端 潤一	十和田市	上北郡東北町大字大浦字外久根六三 の八五ほか三筆

都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画事業の変更認可について、令和六年三月十三日東北地方整備局告示第三十三号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

令和六年三月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業三・四・二十号紺屋町野田線及び三・四・三十六号元

寺町西城北線

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

令和五年東北地方整備局告示第十一号の事業地である青森県弘前市大字亀甲町地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表学校教育課の項の前に次のように加える。

教育政策課

学校の幸せ推進室

第四条に次の一号を加える。

（学校の幸せ推進室）

十四 公立学校における働き方改革、学習の質の向上及び運営体制の強化の一体的な推進に関すること。

第十四条第二項中「高等学校教育改革推進室に係る事務を整理するとともに、そのうち一人は教育政策課、職員福利課、学校施設課及び文化財保護課に係る事務を、他の一人は学校教育課、教職員課、生涯学習課及びスポーツ健康課に係る事務をそれぞれ整理する。ただし、教育次長のうち、一人に事故があるとき、又は一人が欠けたときは、他の一人がその」を「課（第三条第一項に規定する課をいう。第十六条、第十六条の三、第十六条の八第一項、第十六条の九第一項、第十八条第一項、第二十条第一項及び第二十二条第一項において同じ。）及び室の」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年三月二十二日

青森県警察本部長 小野寺 健 一

- 一 物品等の名称及び数量
- 青森県警察交通違反情報管理システム賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 青森県警察本部警務部会計課
- 青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法  
一般競争入札

四 落札者を決定した日  
令和六年二月二十二日

五 落札者の名称及び住所  
FLCS株式会社

六 落札金額  
東京都千代田区神田練堀町三  
四千三百七十五万五千円

七 落札者を決定した手続  
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日  
令和六年一月十日

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和六年二月二十二日

青森県収用委員会会長 猪原 健

- 一 起業者の名称
- 青森県
- 二 事業の種類
- 青森都市計画画道路事業3・5・4号堤町通り浜田線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

( 亡 ) 長井 柳太郎 法定相続人 長井 茂樹

青森県青森市奥野三丁目十二番二十二号

使用借権

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和六年三月十一日

別表1

収用しようとする部分

土地の所在	地 番	地 田		地 積 (㎡)		とを明渡し、 収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県青森市 奥野三丁目	267番19	宅地	宅地	186.69	186.68	55.80

別表 2

	持 分	氏 名	住 所
	(亡)長井 勝藏の法定相続人の 全員又は一部の者  ただし、土地の登記事項証明書の 氏名 長井 勝藏		
1	持分不明	長井 ちゑ子	青森県青森市大字三内字丸山148番地21
2	持分不明	長井 誠	青森県青森市赤坂1丁目34番6号 県営住宅28-3-3
3	持分不明	長井 ユカリ	青森県弘前市大字宮川一丁目3番地32
4	持分不明	笹井 とみ子	青森県青森市勝田1丁目3番17号
5	持分不明	長井 茂樹	青森県青森市奥野3丁目12番22号
6	持分不明	恒松 美樹	静岡県御殿場市北久原641番地 新屋敷ハイツ105

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一  
番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭